

全国厚生労働関係部局長会議 (厚生分科会) 資料

平成26年1月22日(水)

社会・援護局 障害保健福祉部

【主な説明項目】

1 平成26年度障害保健福祉部予算案について

(1) 平成26年度障害保健福祉部予算案について (P3)

2 障害者総合支援法の平成26年度施行等について

(1) 障害者総合支援法の平成26年度施行について (P9)

(2) 障害福祉サービス等の対象となる難病等について (P33)

(3) 心臓機能障害（ペースメーカー等植え込み者）及び肢体不自由（人工関節等置換者）の障害認定基準の見直しについて (P39)

(4) 地域生活支援事業について (P47)

3 障害者の地域生活における基盤整備の推進について

(1) 平成26年度予算案における社会福祉施設等施設整備費について (P51)

(2) 相談支援の充実等について (P55)

(3) 障害福祉サービス等報酬における消費税引上げ対応について (P59)

(4) 障害者優先調達推進法の円滑な施行について (P61)

(5) 発達障害支援施策の推進について (P65)

(6) 児童発達支援センター等における利用者負担の多子軽減措置について (P69)

(7) 第4期障害福祉計画に係る基本指針について (P71)

(8) 障害者スポーツ事業の文部科学省への移管について (P75)

(9) 障害者の芸術活動支援について (P77)

(10) 社会福祉法人制度の見直し検討等について (P79)

4 精神保健医療福祉施策の推進について

(1) 改正精神保健福祉法の施行について (P85)

1 平成26年度障害保健福祉部予算案について

(1) 平成26年度障害保健福祉部予算案について

(25年度予算額) 1兆3,982億円 **➡ (26年度予算案)** 1兆5,019億円 (対前年度+1,037億円、+7.4%) (うち復興特会) 57億円

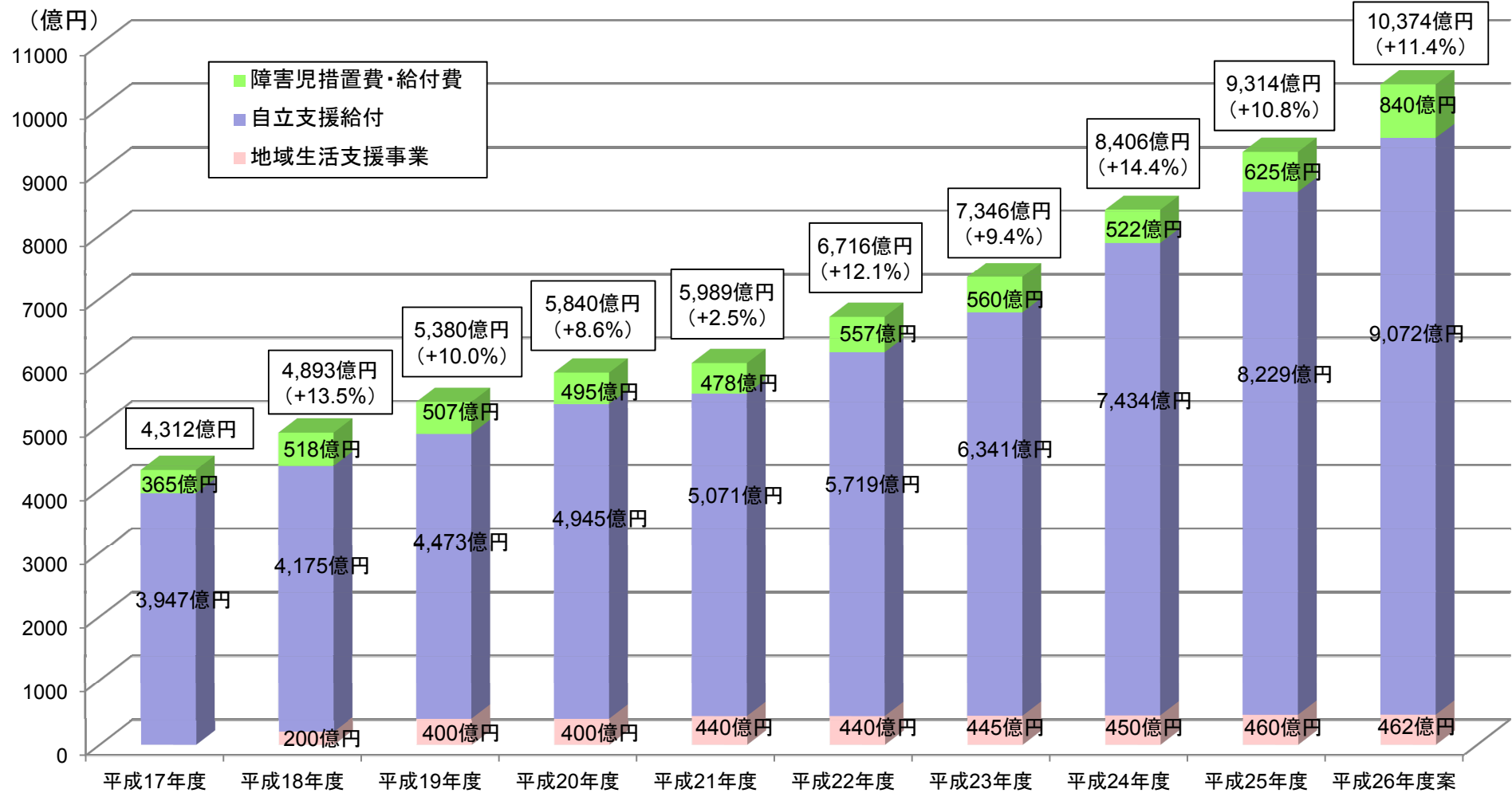
【主な施策】

(対前年度増▲減額)

<p>■ 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進</p>	<p>1兆4,739億円 (+1,054億円)</p>
◇良質な障害福祉サービス等の確保	9,072億円 (+842億円)
◇地域生活支援事業の着実な実施	462億円 (+2億円)
◇障害福祉サービス提供体制の整備	30億円 (▲22億円)
※他に、平成25年度補正予算案で148億円を計上。	
◇障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供	2,217億円 (+31億円)
◇地域における障害児支援の推進	897億円 (+226億円)
◇重度訪問介護などの利用促進に係る市町村支援事業	22億円 (±0億円)
◇障害者の自立支援機器の開発促進 (新規)	1.5億円
◇芸術活動の支援の推進 (一部新規)	1.3億円 (+1億円) 等
■ 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進	232億円 (▲4億円)
◇精神科救急医療体制整備事業費	19億円 (▲1億円)
◇認知行動療法の普及の推進	1億円 (±0億円) 等
■ 障害者に対する就労支援の推進	11億円 (▲1億円)
◇工賃向上のための取組の推進	3.1億円 (▲1.2億円) 等
■ 自殺・うつ病対策の推進	4.4億円 (+0.2億円)
◇自殺対策に取り組む民間団体への支援	1.3億円 (+0.3億円) 等
■ 東日本大震災からの復興への支援	32億円 (▲7億円)
◇障害福祉サービス事業所などの災害復旧経費 (復興)	8億円 (▲1.6億円)
◇被災地心のケア支援体制の整備 (復興)	18億円 (±0億円) 等

障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は義務的経費化により10年間で2倍以上に増加している。



(注1) 平成18年度については、自立支援法施行前の支援費、自立支援法施行後の自立支援給付、地域生活支援事業等を積み上げた予算額である。(自立支援法は平成18年4月一部施行、同年10月完全施行)

(注2) 平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。

(注3) 平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。

社会福祉施設等の耐震化・防火対策等の推進

(社会福祉施設等施設整備費補助金)

25年度補正予算(案)：148億円

<目的>

障害児・者が住み慣れた地域で安全かつ安心して暮らすためスプリンクラー整備、耐震化や基盤整備等を推進する。

<概要>

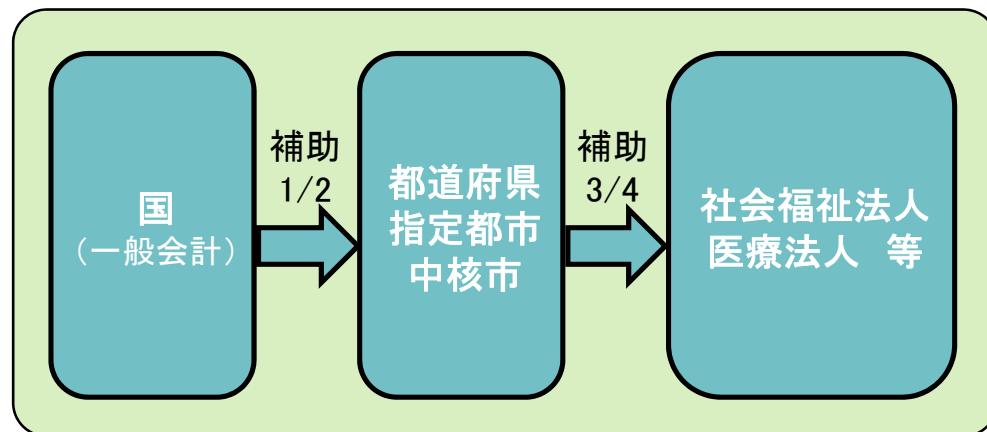
① 防災・安全対策の強化

- ・ 防火・安全対策の強化のため、グループホーム等のスプリンクラー整備等を行う社会福祉法人等に対して支援を行う。
- ・ 障害者施設の耐震化、津波対策としての高台への移転又は補強を行う社会福祉法人等に対して支援を行う。

② グループホーム等の整備促進

- ・ 障害児・者が住み慣れた地域で暮らすために基盤整備を図ること等を目的として、グループホームや就労継続支援事業所等の整備を行う社会福祉法人等に対して支援を行う。

【スキーム図】



スプリンクラー



グループホーム



就労継続支援事業所



障害児施設



社会福祉施設等の耐震化・防火対策等の推進

(社会福祉施設等災害復旧費補助金)

25年度補正予算(案)：0.5億円

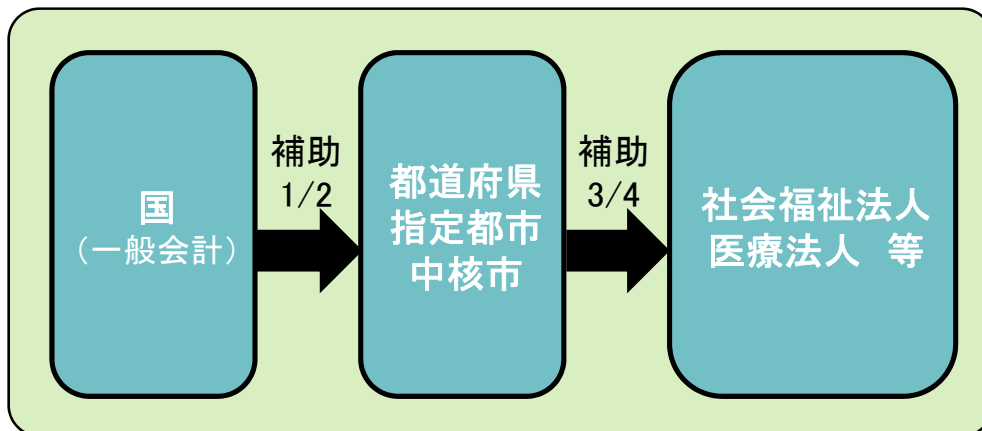
<目的>

自然災害により被災した障害者施設等の早期復旧を図る。

<概要>

淡路島付近を震源とする地震(25年4月、震度6弱)や山口県で発生した豪雨災害(25年7月)により被災したケアホーム等の障害者施設の復旧を行う社会福祉法人等に対して支援を行う。

【スキーム図】



淡路島付近を震源とする地震



山口県で発生した豪雨災害



2 障害者総合支援法の平成26年度 施行等について

(1) 障害者総合支援法の平成26年度施行について

- 平成24年に成立した「地域社会における共生の実現に向けて新たに障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）」は平成25年4月と平成26年4月の2段階施行となっている。
- 平成26年4月には、
 - ① 重度訪問介護の対象拡大
 - ② 共同生活介護と共同生活援助の一元化
 - ③ 地域移行支援の対象拡大
 - ④ 障害程度区分から障害支援区分への見直し の施行が行われることとなる。
- 現在、法施行に伴う省令や告示、通知等の改正作業を行っているところであるが、都道府県におかれては、改正省令等の周知とともに、本年4月の円滑な施行に向けた準備や管内市町村に対して必要な助言・指導を行うなど、特段の御配慮をお願いしたい。

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

1. 趣旨

(平成24年6月20日成立、同6月27日公布)

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日)

4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

障害者総合支援法の施行に関わる主な検討課題

1. 平成25年4月施行分

障害者の範囲への難病等の追加

難病等の範囲は、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会での議論を踏まえ、当面、市町村の補助事業(難病患者等居宅生活支援事業)の対象疾病と同じ範囲として施行(平成25年1月18日に対象疾患を定める政令を公布済み)。

2. 平成26年4月施行分

障害支援区分

平成24年度 約200市区町村の協力の下、障害程度区分の認定に関する詳しいデータを収集し、知的障害・精神障害の二次判定での引上げ要因の詳細な分析等を実施。

平成25年度 新たな調査項目による認定調査やこれに基づく障害支援区分の判定について、約100程度の市区町村でモデル事業を実施して、新たな判定式を確定。

また、市区町村が使用する障害支援区分判定ソフトの開発や認定調査員マニュアルの改正も行う。

重度訪問介護の対象拡大

現行の重度の肢体不自由者に加え、重度の知的・精神障害者であって行動障害を有するものに対象を拡大。これに伴い、指定基準省令や報酬告示等を改正。

ケアホームのグループホームへの一元化

一元化後のグループホームを介護サービス包括型と外部サービス利用型の2類型とし、サテライト型住居を創設。これに伴い、指定基準省令や報酬告示等を改正。

3. 法施行後3年(平成28年4月)を目途とした見直し

常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方

障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方

障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方

手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通支援を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずることとされている。

① 重度訪問介護の対象拡大

①重度訪問介護の対象拡大について

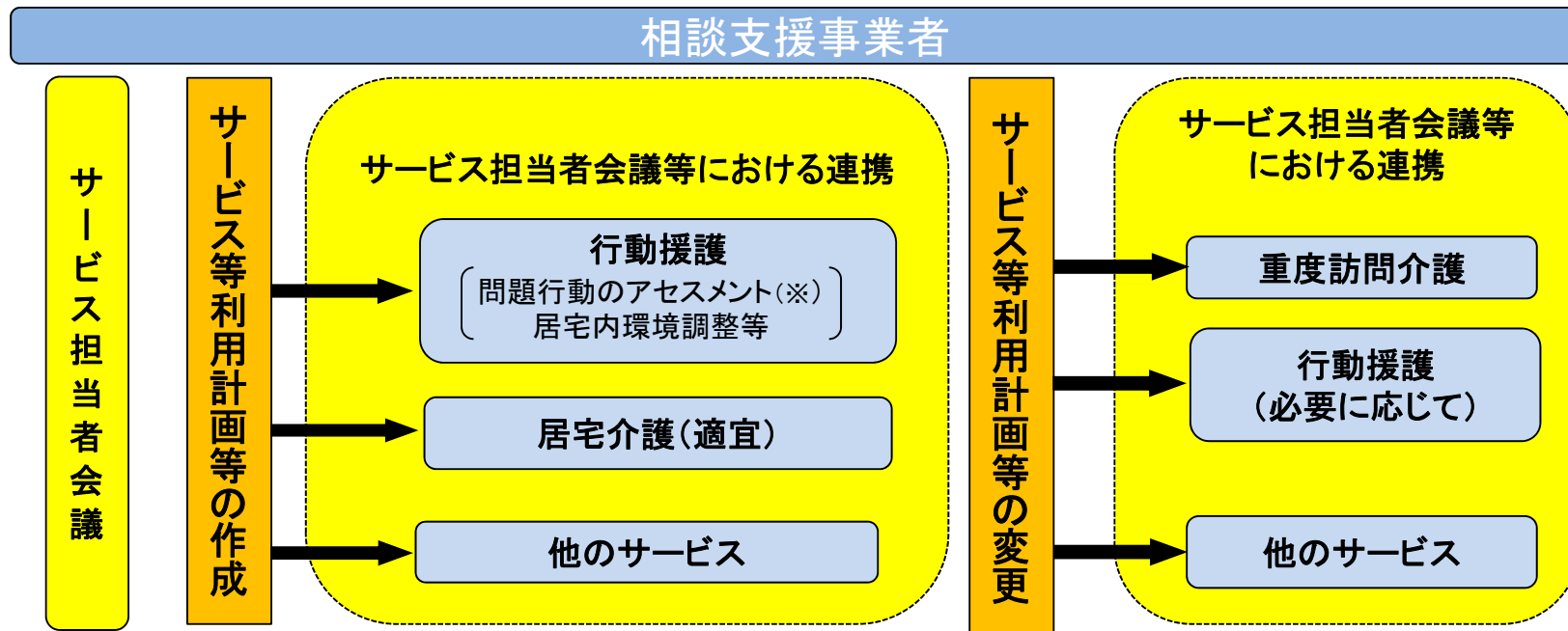
- 重度訪問介護の対象に、「知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するもの」を新たに追加することとしている。
- 対象者の具体的な要件は、以下のとおりとしている。
 - ・ 障害支援区分4以上、かつ、
 - ・ 現行の障害福祉サービスにおける障害程度区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等（11項目）の合計点数が8点以上である者（平成26年度からの障害支援区分への変更に伴い、認定調査項目や選択肢の変更に合わせ、所要の見直しを行う。具体的には、従来の項目を踏襲した12項目とし、基準点は10点以上とする。）
- 指定基準及び報酬は現行のとおりとする。また、従事者の要件については、障害特性に応じた研修を受講しておくことが望ましい旨を別途、事務連絡等で周知を図る予定である。なお、従事者の研修については、行動障害を有する者の障害特性に関する研修を新たに設定することとしている。
- 対象拡大後の重度訪問介護の具体的な基準の解釈や新たな研修の内容等の詳細については、障害者の地域生活の推進に関する検討会等の議論の結果も踏まえつつ、今後、平成26年4月の施行に向けて、順次お示ししていくので御了知願いたい。

重度訪問介護の対象拡大後における行動障害を有する者への支援について

行動障害を有する者に対する支援のイメージは、具体的には以下のとおりとなる。

- ・ 相談支援事業者を中心とした連携体制の下で、
- ・ 行動援護事業者等が一定期間、問題行動のアセスメント(※)や居宅内環境調整等を行いつつ、
- ・ 居宅介護や他のサービスによる支援を行いながら、
- ・ サービス担当者会議等における連携により支援方法等の共有を進め、
- ・ 支援方法等が共有された段階で、サービス等利用計画の変更を行い、重度訪問介護等の利用を開始する。

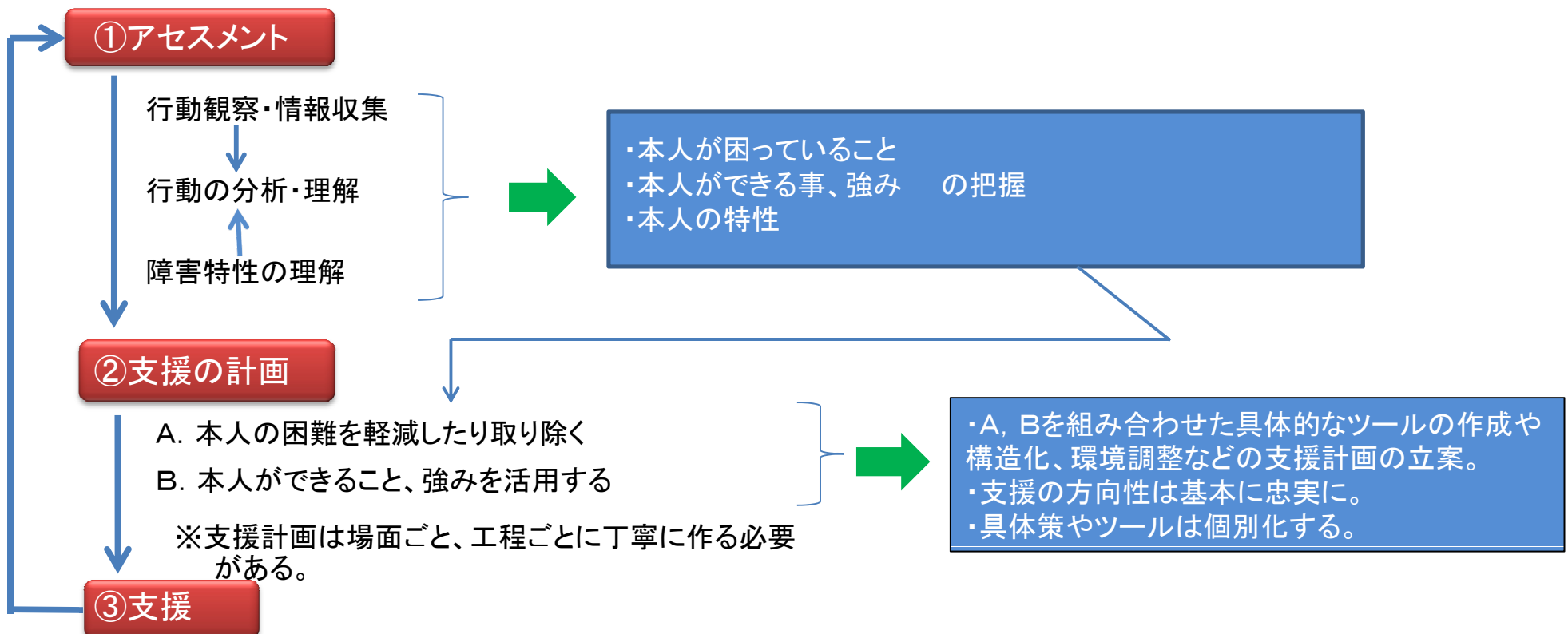
支援の流れ(イメージ)



※ 地域において行動援護事業者の確保が困難な場合等であって市町村が認める場合については、発達障害者支援センター・障害福祉サービス事業・施設等の職員、或いは臨床心理士などの専門家であって、行動障害に関する専門知識や経験を有する者によるアセスメント等を行うことも想定。

行動障害がある者に対するアセスメントから支援までのプロセス

- ・問題行動のアセスメントや居宅内環境調整等については、以下のプロセスにより行う。
- ・この支援計画に基づき、すべての事業者が支援方針や支援方法を共有する。



障害支援区分への見直しに伴う行動援護に関する基準の見直しの概要

1. 現行の基準

- 行動関連項目:認定調査項目のうち行動に関する11項目+てんかん(12項目)
- 基準点:各項目ごとに0~2点の重みづけを行い、合計点8点以上

2. 見直しの内容

(1)障害支援区分への見直しの影響

① 認定調査における行動障害の評価の変更

「現在の環境で行動上の障害が現れたかどうかに基づき判断」

→「行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬等の頻度を含め判断」

② 調査票の選択肢の変更

「大声・奇声を出す」、「突発的な行動」の2項目において、「日に頻回」が削除され、「ほぼ毎日」が最上位となる。

(2)影響度合い

障害支援区分のモデル事業と同様の調査手法で収集したデータ(平成25年度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害支援初任者養成研修プログラム及びテキストの開発について」(独立行政法人国立のぞみの園)における調査データ)222件を分析したところ次の通り。

【現行の8点以上の者(124件)の評価の平均】

(現行)12.6点 → (見直し後)14.5点 [+1.9点]

※うち、現行8点~10点の者については平均 [+2.9点]

(3)見直し内容

項目については、従来の項目を踏襲した12項目とし、基準点は10点以上とする。

①コミュニケーション	⑦他人を傷つける行為
②説明の理解	⑧不適切な行為
③異食行動	⑨大声・奇声を出す
④多動・行動の停止	⑩突発的な行動
⑤不安定な行動	⑪過食・反すう等
⑥自らを傷つける行為	⑫てんかん

基準点:8点以上→10点以上

(4)その他

- ① 現行の障害程度区分の認定に基づき行動援護の基準を満たすものとされた者については、別途経過措置を講ずるものとする。
- ② 行動援護以外で同様に行動関連項目の基準を引用している場合についても同様の取扱いとする。
- ③ 平成26年度に障害支援区分施行後の行動関連項目の基準点に関する影響度合いを確認する。

② 共同生活介護と共同生活援助の一元化